大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務仕様書

１　業務名称

大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務

２　業務目的

本業務は，デジタルサイネージの活用により，院内情報発信の効率化による職員の業務負担軽減及び院内環境の改善を図ることを主な目的とする。

併せて，事業者の専門的知見及び創意工夫を活用した情報提供の充実等を通じて，患者及び来院者の利便性向上その他病院運営に資する効果につなげるものとする。

３　設置期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

機器の設置時期，運用開始日及び撤去時期については，事業者選定後，当病院事業と選定事業者が協議のうえ決定する。事業者は，当病院事業が指定する日までに機器の設置，試験運用及び必要な調整を完了し，円滑に運用を開始できるようにしなければならない。

４　実施場所及び必須仕様

（１）本業務の実施場所は，大崎市民病院本院とする。

（２）事業者は，次の病院専用モニターを設置すること。病院専用モニターには広告を表示しないこと。なお，画面の大きさは，４３インチ程度から５５インチ程度の液晶モニターとするが，各設置場所の状況に応じて適切な大きさのモニターで設置すること。また，設置方法は壁掛け式を想定しているが，各設置場所の状況を考慮し，適切な方法により設置すること。

No.	デジタル化する箇所・用途	想定する設置方式	台数
1	１階会計受付向かい側 「外来診療予定表」	壁掛け式	１台以上
2	１階正面玄関風除室西側 「医師一覧」	壁掛け式	１台以上
3	１階新患受付前「施設基準・登録医等」	壁掛け式	２台以上

（３）前号に掲げる箇所への病院専用モニターの設置に当たっては，既存の掲示板を撤去し，撤去により生じた壁面の穴，汚損，段差その他の箇所について，周囲の仕上げ及び院内美観に配慮して必要な補修を行った上で，モニターを安全かつ適切に設置する

こと。作業方法及び仕上げについては，事前に当病院事業と協議し，その承認を得ること。撤去した掲示板その他の物品の取扱いについては，当病院事業の指示に従うものとし，撤去，運搬，処分，壁面の補修及びモニターの設置に要する費用は，事業者の負担とする。

（４）事業者は，次に掲げる設備又は機能について，いずれか一方又は両方を選択して提案すること。

ア 会議，研修会，採用試験その他の行事案内に使用する移動式・スタンド式モニター

イ 登録医又は連携医療機関を検索できるシステム

（５）事業者は，病院専用モニターとは別に，広告付きモニターを設置すること。設置場所，設置台数，画面サイズ，設置方式その他詳細仕様は，応募者の提案によるものとする。

（６）広告付きモニターの設置場所は，本院１階及び２階のうち，患者及び来院者の待ち時間対策，情報提供及び利便性向上に資する場所とする。

（７）広告付きモニターには，広告のほか，当病院事業が指定する病院情報，行政情報，啓発情報及び災害時・緊急時情報等を表示するための病院情報枠を確保すること。病院情報の表示割合，表示時間及び更新方法は応募者の提案によるものとし，当病院事業と協議の上決定する。

（８）固定するモニターの具体的な設置位置は，安全性，診療業務及び施設管理上の制約等を踏まえ，事業者選定後，当病院事業と選定事業者が協議のうえ決定する。

（９）建物の構造，電源設備その他の事情により設置が困難な場合は，当病院事業と選定事業者が協議のうえ，設置場所又は設置方法を変更することができる。

５　業務内容

事業者は，本業務の実施に当たり，次に掲げる業務を行うものとする。

（１）本業務に必要な機器等の調達，設置，設定，試験運用及び運用

（２）広告主の募集，広告審査に必要な資料の提出，広告データの管理及び配信

（３）病院情報，行政情報，啓発情報，災害時・緊急時情報等の配信支援

（４）機器等の保守，点検，清掃，修繕，交換及び障害対応

（５）運用状況の報告及び改善対応

（６）業務終了時における引継ぎ，データ等の削除又は返却，機器等の撤去及び原状回復

（７）その他本業務の実施に必要な業務

６　機器等の規格・内容

（１）共通事項

ア　本業務に必要な機器等は，事業者の責任及び費用負担により用意すること。

イ　表示装置は，業務用として必要な性能を有し，設置場所の明るさ，視認距離及び利用環境に適したものとすること。

ウ　固定するモニターは，自動的に起動及び終了できる機能を備えること。

エ　全ての表示装置は，異常時，保守点検時その他必要な場合に，容易かつ安全に電源を切り，又は通電を遮断できる構成とすること。

オ　機器等の電源は，原則として交流１００Ｖとし，既設電源の使用，新たな電源工事及び配線方法は，事前に当病院事業と協議すること。

カ　全ての表示装置は，原則として音声を使用しない仕様とすること。音声を使用する場合は，事前に当病院事業の承認を得ること。

キ　機器等の製造者，型番，性能，機能及び保証内容を企画提案書に明記すること。

ク　機器等は，設置期間を通じて安定的に運用できるものとすること。

ケ　表示内容，色彩，輝度，切替速度その他の表現方法について，過度な点滅，強い光，急激な画面変化等により，患者及び来院者に不快感，不安感又は身体的負担を与えないよう配慮すること。

（２）選択提案に係る移動式の病院専用モニター

移動式の病院専用モニターを設置する場合は，次の条件を満たすこと。

ア　移動式の病院専用モニターは，モニター，表示用端末，移動式スタンドその他必要な機器を一体的に構成すること。

イ　移動式スタンドは，モニターに適合する十分な強度及び安定性を有し，床面を損傷しにくいキャスター並びに使用時に固定できるストッパーを備えること。

ウ　接触，地震等による移動，転倒，落下等を防止するため，重心，台座及び取付部等に十分な安全対策を講じること。

エ　職員が安全かつ容易に移動，固定，起動，停止及び操作できるものとし，事業者は，操作手順書の提供及び必要な操作説明を行うこと。

オ　充電式又はバッテリー式の場合は，連続使用時間，充電時間，充電方法，耐用年数及び交換方法を企画提案書に明記すること。

（３）選択提案に係る登録医又は連携医療機関検索システム

登録医又は連携医療機関検索システムを提案する場合は，患者及び来院者が医療機関名，診療科，所在地その他必要な条件から登録医又は連携医療機関を容易に検索し，閲覧できるものとすること。また，分かりやすい操作性，掲載情報の適切な更新，情報セキュリティ及び利用者の安全に配慮したものとし，具体的な機能，設置方法，情報の更新方法，保守方法その他必要な事項は，応募者の提案を踏まえ，当病院事業と協議のうえ決定する。

7　病院情報の作成及び更新

病院情報の作成，編集，承認，更新及び配信の方法は，応募者の提案を踏まえ，事業者選定後，当病院事業と選定事業者が協議のうえ決定する。

当病院事業が直接情報を更新する場合，事業者は，必要な操作環境，アカウント，操作マニュアル及び操作説明を無償で提供すること。

８　放映日及び放映時間

（１）モニターの放映日及び放映時間は，選定された提案内容を踏まえ，事業者選定後，当病院事業と選定事業者が協議のうえ決定する。

（２）移動式の病院専用モニターは，当病院事業が必要とする日時及び場所において使用できるものとする。

９　提案を求める事項

応募者は，募集要項第１４項「評価項目及び評価基準」を踏まえ，次に掲げる事項について具体的に提案すること。

（１）業務方針及び実施体制

ア　本業務の目的に対する理解及び実施方針

イ　責任体制，人員体制，役割分担及び連絡体制

ウ　人員又は実施体制の面から見た事業継続方策

（２）機器等及び必須仕様

ア　必須仕様への適合状況

イ　機器等の製造者，型番，性能，機能，設置台数，耐久性，操作性及び保証内容

ウ　病院専用モニター及び広告付きモニターの仕様及び設置方法

エ　移動式・スタンド式モニターを提案する場合の仕様，操作方法，保管方法及び活用方法

オ　登録医又は連携医療機関検索システムを提案する場合の機能，操作方法，情報更新方法及び保守方法

（３）表示内容及び来院者の利便性

ア　文字，配色，輝度，画面切替えその他視認性への配慮

イ　高齢者，障がい者，外国人その他多様な利用者への配慮

ウ　患者及び来院者の利便性向上に資する提案

（４）広告付きモニター及び広告運用

ア　設置場所，台数，画面サイズ，設置方式その他の仕様

イ　番組構成，広告枠数，放映時間及び病院情報の表示割合

ウ　広告主の募集方法，広告審査体制及び広告枠を継続して確保するための方策

（５）職員負担軽減及び自由提案

ア　病院情報の作成，編集，承認，更新及び配信方法

イ　職員が直接更新する場合の操作環境，操作性，アカウント管理，操作マニュアル及び操作説明

ウ　運用支援，職員の業務負担軽減及び病院運営に資する提案

エ　追加設備，追加機能その他本業務の質の向上に資する提案（例：将来の施設整備に伴うデジタルサイネージの追加設置等）

※自由提案に係る費用については，別途協議することも可とする。

（６）選択提案

事業者は，次に掲げる設備又は機能について，いずれか一方又は両方を選択して提案すること。

ア　会議，研修会，採用試験その他の行事案内に使用する移動式・スタンド式モニター

イ　登録医又は連携医療機関を検索できるシステム

※選択提案に係る費用は，提案内容に含めるものとする。

（７）施工，安全及び施設との調和

ア　施工計画，工程及び診療業務への影響を抑える方策

イ　転倒，落下，接触，感電，火災，地震等への安全対策

ウ　通行動線，避難経路，施設管理及び院内美観への配慮

（８）保守，障害及び緊急時対応

ア　保守点検及び障害受付の体制

イ　障害発生時の連絡，初動対応，復旧方策及び代替機の提供

ウ　災害その他緊急時における情報表示及び対応体制

（９）情報セキュリティ

通信回線，認証，アクセス権限，外部記録媒体，データ及びアカウントの管理並びに事故発生時の対応

（１０）実績

病院，官公庁，公共施設等における同種又は類似業務の実績及び本業務に活用できる知見・ノウハウ

（１１）事業収支及び病院への還元

ア　事業収支計画及び算出根拠

イ　収支面から見た事業実施期間を通じた事業継続方策

ウ　当病院事業への還元を提案する場合は，その内容，金額又は価額，提供時期，算出根拠及び条件

１０　関係法令等の遵守

事業者は，本業務の実施に当たり，関係法令，条例，規則，規程，使用許可条件その他当病院事業が定める事項を遵守し，患者，来院者及び職員の安全並びに診療環境の確保に十分配慮しなければならない。

１１　損害賠償及び保険

（１）事業者は，その責めに帰すべき事由により当病院事業又は第三者に損害を与えた場合は，その損害を賠償しなければならない。

（２）事業者は，本業務の内容及びリスクに応じた賠償責任保険その他必要な保険に加入し，当病院事業が求める場合は，加入状況を確認できる書類を提出しなければならない。

１２　再委託

（１）事業者は，本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

（２）本業務の一部を再委託する場合は，あらかじめ当病院事業の承認を得ること。

（３）再委託した場合であっても，本業務に関する責任は事業者が負い，再委託先に本仕様書に定める義務を遵守させること。

１３　設置及び運用に係る条件

（１）事業者は，機器等の設置及び使用に当たり，安全性，通行動線，避難経路，消防設備，診療業務及び配慮を要する利用者等に十分配慮すること。

（２）壁掛け式又は天井吊下げ式のモニターは，壁面の構造及び強度を確認し，適切な方法で設置すること。

（３）広告付きモニターの設置方式は，応募者の提案によるものとし，事業者選定後，当病院事業の承認を得ること。

（４）設置工事，配線工事及び通信環境の整備は，診療業務等に支障を及ぼさないよう，事前に当病院事業と協議すること。

（５）機器，配線及び取付部材は，事故の原因とならないよう適切に設置するとともに，院内の美観を損なわないよう仕上げること。

（６）本業務に必要な費用は，本仕様書に別段の定めがある場合を除き，事業者の負担とする。

（７）機器等に異常が発生した場合は，速やかに当病院事業へ報告し，事業者の責任及び費用負担により復旧，修繕又は交換を行うこと。ただし，当病院事業の責めに帰すべき事由による場合は，この限りでない。

（８）事業者は，定期的な保守点検を行うとともに，障害発生時の連絡体制及び対応方法をあらかじめ当病院事業に報告すること。

１４　広告の募集及び掲出等に係る条件

（１）広告主の募集，広告内容の調整，広告データの作成又は受領，配信管理，広告料の徴収その他広告掲出に関する業務は，事業者の責任及び費用負担により行うこと。

（２）広告の募集に当たっては，適正な広告料金，広告枠数，放映時間及び募集方法を設定し，計画的かつ公平に実施すること。

（３）広告の内容は，「大崎市病院事業広告掲載要綱」及び「大崎市病院事業広告掲載基準」その他関係規程を遵守するとともに，病院施設の公共性，公益性及び医療機関としての品位を損なわないものとすること。

（４）事業者は，広告を掲出しようとするときは，事前に広告内容，広告主，放映期間，放映場所その他当病院事業が必要と認める事項を当病院事業に提出し，承認を受けなければならない。

（５）当病院事業は，広告内容が不適切であると判断した場合，又は広告掲載後に不適切であることが判明した場合，事業者に対し，当該広告の修正，差替え又は掲出停止を求めることができる。この場合，事業者は，自己の責任及び費用負担により速やかに対応しなければならない。

（６）広告内容，広告主との契約，広告料金の徴収その他広告掲出に起因して第三者との間に紛争が生じた場合は，事業者の責任及び費用負担により解決するものとする。ただし，当病院事業の責めに帰すべき事由による場合は，この限りでない。

（７）広告枠に空きが生じた場合は，当病院事業が指定する病院情報，行政情報，啓発情報その他公益性のある情報を表示するなど，画面の有効活用に努めること。

（８）広告の放映に当たっては，患者及び来院者に不快感，不安感又は誤認を与えないよう十分配慮すること。

（９）事業者は，広告主に対し，広告の放映が当病院事業による商品，サービス又は事業者の推奨若しくは保証を意味するものではないことを周知すること。

１５　行政財産目的外使用料等

（１）事業者は，「大崎市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程」に基づく行政財産の目的外使用許可を受け，使用許可の条件を遵守すること。

（２）事業者は，同規程第７条により算出された行政財産目的外使用料を納付すること。ただし，病院専用モニターに係る使用料については，関係規程に基づき減免する。

（３）広告付きモニターの運用に係る電気料は，事業者の負担とし，病院専用モニターの運用に係る電気料は，当病院事業の負担とする。

（４）事業者が負担する行政財産目的外使用料及び電気料は，当病院事業が指定する期日までに納付すること。

（５）事業者が負担すべき費用を指定期日までに納付しない場合，当病院事業は，使用許可の取消しその他必要な措置を行うことができる。

１６　広告収入及び当病院事業への還元

（１）本業務により得られる広告収入は，事業者に帰属する。

（２）当病院事業への金銭その他の還元に関する提案がある場合は，内容，金額又は価額，提供時期，算出根拠及び条件を企画提案書に明記すること。

（３）当病院事業は，金銭による還元額のみではなく，病院専用モニターの設置台数，提供される機能，患者及び来院者の利便性向上並びに職員の業務負担軽減等を総合的に評価する。

（４）採用された還元提案は，使用許可条件その他本業務の実施条件に含めるものとし，事業者はこれを実施しなければならない。

１７　情報セキュリティ及び個人情報保護

（１）事業者は，不正アクセス，コンピュータウイルス，情報漏えい，改ざん，誤表示その他情報セキュリティ上の事故を防止するため，必要な措置を講じること。

（２）事業者は，配信管理システム，通信回線，端末並びに ID 及びパスワードを適切に管理し，利用者ごとに必要最小限の権限を設定すること。

（３）事業者は，本業務により取得し，又は知り得た情報を目的外に使用し，又は第三者に提供してはならない。事業実施期間終了後も同様とする。

（４）個人情報を取り扱う場合は，関係法令，条例，規程その他当病院事業が定める事項を遵守すること。

（５）本業務に使用する通信回線は，原則として事業者が自ら用意する回線とし，当病院事業の承認なく，機器等を当病院事業のネットワークに接続してはならない。

（６）情報セキュリティ又は個人情報に関する事故が発生し，又は発生するおそれがある場合は，直ちに当病院事業へ報告し，被害拡大防止，復旧及び再発防止に必要な措置を講じること。

（７）業務終了時は，当病院事業の指示に従い，保存された情報を削除し，又は返却すること。

（８）移動式の病院専用モニターは，第三者が無断で設定変更又は配信管理機能へのアクセスを行えないよう，必要な対策を講じること。

１８　著作権等

（１）事業者は，本業務で使用するコンテンツについて，著作権，特許権，商標権，肖像権その他第三者の権利を侵害しないよう，必要な権利処理を行うこと。

（２）第三者の権利侵害に関する紛争は，事業者の責任及び費用負担により解決すること。ただし，当病院事業の責めに帰すべき事由による場合は，この限りでない。

１９　災害・緊急時対応

（１）事業者は，災害その他緊急時に，当病院事業が指定する緊急情報，避難情報及び診療案内等を優先して表示できるようにすること。ただし，停電その他事業者の責めに帰すことができない事由により表示が困難な場合は，この限りでない。

（２）緊急時の表示切替方法，連絡体制及び対応手順は，事業者選定後，当病院事業と選定事業者が協議のうえ定める。

２０　放映等の中止

（１）事業者の責めに帰すべき事由により，診療業務，患者サービス，施設管理その他病院運営に支障が生じた場合，当病院事業は，表示又は放映の全部若しくは一部を中止することができる。

（２）前項の場合，事業者は，負担額の減額又は既納額の返還を求めることができず，当病院事業は，事業者又は広告主に生じた損害について責任を負わない。ただし，当病院事業の責めに帰すべき事由による場合は，この限りでない。

２１　報告及び調査

（１）当病院事業は，事業者に対し，本業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

（２）事業者は，当病院事業が求める場合，病院情報及び広告の掲出状況，機器の稼働状況，保守点検，障害並びに苦情等の対応状況を報告すること。

２２　苦情対応

事業者は，本業務に関する苦情，問い合わせ又は要望に誠実かつ迅速に対応し，重大なものは直ちに当病院事業へ報告すること。事業者の業務に起因するものは，事業者の責任及び費用負担により解決すること。

２３　暴力団等の排除について

（１）この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

（２）本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者

が，排除規則の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

（３）この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。

なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延等が発生すると認められるときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

２４　その他

（１）当病院事業は，本業務が本仕様書，使用許可条件，採用された企画提案書その他関係書類に適合しない場合，事業者に改善を求めることができる。

（２）事業者が関係書類に違反し，又は誠実に履行しない場合，当病院事業は，使用許可の取消し，その他必要な措置を行うことができる。

（３）業務内容は，必要に応じて当病院事業と事業者が協議のうえ見直すものとし，使用許可条件その他本業務の実施条件の変更が必要な場合は，所定の手続を行う。

（４）業務終了時，事業者は，必要な引継ぎ及びデータの提供等を行うとともに，当病院事業が指定する期日までに，自己の責任及び費用負担により機器等を撤去し，施設を原状に回復すること。

（５）企画提案書と本仕様書の内容に相違がある場合は，本仕様書を優先する。ただし，本仕様書を上回る提案で当病院事業が認めたものは，実施条件とする。

（６）当病院事業が，将来，院内又は関連施設においてデジタルサイネージの追加設置，移設又は機能拡張を検討する場合，事業者は，その相談及び検討に協力すること。追加設置等を実施する場合の仕様，費用負担，実施時期及び必要な手続は，当病院事業と事業者が別途協議して定めるものとする。なお，将来の追加設置等に要する費用は，本業務に係る現時点の提案に含めるものではない。

（７）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は，当病院事業と事業者が協議のうえ決定する。